

監 第 1659 号
平成31年 1月31日

石川県建設産業連合会会長 様

土木部 監理課 長



解体工事業追加に伴う経過措置終了のお知らせについて（通知）

本県の土木行政につきまして、日頃より多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

解体工事業追加に伴う経過措置が2019年5月31日をもって終了する旨、とび・土工工事業の石川県知事許可業者に対し、別添のとおりハガキを送付しましたのでお知らせいたします。

（事務担当）

土木部監理課

建設業振興 G 藤井

TEL 076-225-1712

建設業者の皆様へ

解体工事業追加に伴う経過措置終了のお知らせ

石川県土木部監理課

◆解体工事業追加に伴う経過措置の終了について

解体工事業の業種区分を新設する建設業法の改正に伴い設定された経過措置が、2019年5月31日をもって終了します。これに伴い、原則として、2019年6月1日以降は解体工事業に係る許可を受けていない者は解体工事業を営むことができなくなります。

2019年6月1日以降も、引き続き解体工事業を営む場合は、下記のどちらかの申請が必要となります。

○解体工事業に係る許可の業種追加申請

○建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録申請

詳細については、石川県監理課HPをご覧ください。

○石川県監理課ホームページ

<http://www.pref.shikawa.lg.jp/kanri/kyokashinsei/shinsei.html>

石川県HPへ > 社会基盤・地域振興 > 土木・公共事業全般 > 申請・届出 > 建設業の申請・届出案内

【問い合わせ先】

監理課建設業振興グループ

(TEL: 076-225-1712)

各土木総合事務所庶務課事業係